

中海・宍道湖・大山圏域で進める海外誘客について

1. 中海・宍道湖・大山圏域市長会について
 - (ア)目的は何か
 - (イ)中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会との関係
 - (ウ)現時点での成果は何か
 - ビジネスマッチング ○観光施策 ○その他
 - (エ)中海・宍道湖・大山圏域市長会での海外誘客検討内容
2. 出雲市の海外誘客施策について
 - (ア)出雲市独自の施策にはどのようなものがあるか
 - (イ)中海・宍道湖・大山圏域市長会での海外誘客検討と出雲市の海外誘客施策との整合性
 - (ウ)日本遺産(歴史・文化遺産)へ向けた取り組みと海外誘客の可能性
 - (エ)策定予定の「出雲市総合戦略」の柱になり得るのか
 - (オ)外国籍で出雲市在住の方々との連携

空き家対策と空き家活用について

1. 空き家に関わる市の窓口として整備される、縁結び定住課の定住推進事業で進めるワンストップサービスと、防災安全課の空き家対策事業で進めるワンストップ窓口について
 - (ア)対応窓口のワンストップ化(ワンストップサービス)とは何を指すのか
 - (イ)2つのワンストップ窓口の違いは何か
 - (ウ)具体的にそれぞれの窓口はどこに置かれるのか
2. 空き家対策事業で整備される「空き家台帳」について
 - (ア)何が記載されるのか
 - (イ)何を目的に使用されるのか
3. 定住推進事業で進められている「いずも空き家バンク」について
 - (ア)その仕組み
 - (イ)実績
 - (ウ)トラブル対応

質問内容「中海・宍道湖・大山圏域で進める海外誘客について」

湯浅啓史

おはようございます。議席番号3番、湯浅啓史です。

今回は、大きく二つの質問をさせていただこうと思います。一つは、海外からの誘客について、そしてもう一つは、空き家対策について伺おうと思います。

早速、最初の中海・宍道湖・大山圏域で進める海外誘客についてを質問させていただきます。

先般、2月17日に開催されました中海・宍道湖・大山圏域市長会と中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会との合同勉強会で、海外からの誘客についての提案がなされ、意見交換が行われたと聞きました。

観光政策は、一市だけで行うのではなく、圏域で連携して進めるという考え方はよく理解できます。

先般の会議では、さまざまな課題の検討や提案への意見交換があったと聞きますが、その内容も含め、今回は海外からの誘客は出雲市が進めようとしている観光施策やシティセールスの中でどのような位置づけとなるのかを考えてみたいと思いますので、以下の点についてお答えいただきますよう、よろしく願いいたします。

まず、確認をさせていただきます。中海・宍道湖・大山圏域市長会について、その目的は何か。

中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会との関係はどういったものになるのか。

また、現時点での成果は何か、これは、ビジネスマッチング、あるいは観光政策、その他についてお答えいただければ結構です。

そしてまた、中海・宍道湖・大山圏域市長会での海外誘客の検討内容は、どのようなものであったか、お聞かせいただきたいと思います。

この項目については、できるだけ簡潔にお答えいただきますよう、お願いいたします。

続いては、翻って、出雲市の海外誘客施策についてです。

出雲市独自の施策には、どのようなものがあるのか、具体的にお示しください。

また、中海・宍道湖・大山圏域市長会での海外誘客検討と出雲市の海外誘客への施策との整合性はあるのでしょうか。

また、来年度、シティセールス事業で新たに取り組まれようとしております日本遺産、歴史・文化遺産への登録へ向けた取り組みと、海外誘客への可能性についての関連をどのようにお考えかお聞かせください。

さらに、海外誘客は、策定予定の出雲市総合戦略の柱になり得るのか。また、出雲市内には、想像以上に多くの外国籍の方がお住いでいらっしゃいますけれども、外国籍の方々との連携は考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

総合政策部長（高田茂明）

おはようございます。

それでは、中海・宍道湖・大山圏域で進める海外誘客についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、中海・宍道湖・大山圏域市長会について、その目的は何かということではありますが、中海・宍道湖・大山圏域市長会は、圏域の行政上の共通課題につきまして、連絡、調整を行い、圏域の総合的かつ一体的な発展の推進を図ることを目的として、平成24年（2012）4月に発足したものであります。

一つの市では対応し切れない部分を、広域的に補完し合い、観光、産業及び環境分野を柱とした事業を展開しているところであります。

次に、中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会との関係についてであります。中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会は、圏域の商工会議所や商工会など20団体で構成され、相互に連携して産業基盤の整備、観光の振興等を促進し、地域経済の総合的な発展に寄与することを目的とされております。

市長会と足並みをそろえる形で、平成24年（2012）9月に発足をしたところであります。

市長会では、平成25年度（2013）から経済協議会と意見交換会を開催し、両者の連携による地域経済の発展に向けた取り組みを推進しております。

平成26年度（2014）には、経済協議会からの要請を受けまして、市長会の5市長と経済協議会等によるインドへの合同視察を実施したところであります。

また、経済協議会からは、特に観光をテーマとした官民一体の振興策につきまして、積極的な意見が出されており、その成果の一つといえますのが、先月開催された圏域の広域連携による外国人観光客の誘客を目指すインバウンド検討委員会からの総合計画の提案であると考えております。

次に、現時点での成果はということでありませけれども、ビジネスマッチングの取り組みといたしましては、圏域内企業の販路拡大、共同開発や業務提携などを促進する商談会を開催しております。

境港市で開催されました平成26年度(2014)におきましては、本市から21社を含む170社が参加され、約300件の商談が行われました。

このうち、市内の製造業者5社が商談を成立させており、その後、数社が商談の継続中があります。

観光分野におきましては、圏域の魅力を発信するプロモーション活動などを実施しております。

また、海外誘客につきましては、台湾、韓国の旅行会社や強力な情報発信力が期待できる人材を招きまして、圏域を視察するツアーの実施、台湾で開催されるイベントへのPRブースの出店などによりまして情報発信を行っております。

また、境港の大型クルーズ客船の積極的な誘致活動によりまして、寄港数が大幅に増加し、多くの外国人観光客が本市を訪れるようになっております。

これらの取り組みによりまして、平成26年(2014)の市内における外国人宿泊者の数は、前年比1.4倍の4,133人と増加をしております。

その他の取り組みといたしましては、北東アジアを中心とした圏域内企業の海外展開支援事業があります。堺港とつながるロシアのウラジオストクへの販路拡大事業といたしまして、現地での物産展の開催によりまして平成26年度(2014)は、本市からの2社を含む11社が出展しまして、その2社とも商品の輸出につなげております。

また、海外で開催される商談会等への参加費を助成しておりますけれども、平成26年度(2014)には、市内7社が新たなビジネスチャンスへの足がかりをつかむことができたと思っております。

次に、市長会での海外誘客の検討内容であります。先ほども触れましたが、海外誘客につきましては、商工団体の要望に基づきまして、圏域の商工会議所、民間事業者及び観光にかかわる行政担当で構成するインバウンド検討委員会が設置されまして、平成26年(2014)6月から計7回の議論がされたところであります。

先月提案されました計画(案)では、平成25年(2013)の島根・鳥取両県への訪日外国人人数につきましては、訪問率は全国で最下位タイ、宿泊数は島根県が最下位、鳥取県が39位という、大変厳しい数値が示されております。この現状を打開するため、圏域の持つ豊富な観光資源を一体となつてどう戦略的に進めるかについて、総括的な計画(案)が示されたを受けとめております。

次に、2点目の出雲市の海外誘客の施策についてお答えをいたします。

初めに、出雲市独自の施策には、どのようなものがあるかということでありますけれども、本市の海外誘客施策といたしましては、訪日旅行客の増加を図るため、平成25年度(2013)に補助金の交付要綱を定めまして、観光旅行を目的とする15人以上の訪日団体旅行を催行した旅行会社に対しまして、1人1泊当たり2,000円の補助を行っております。

また、あわせて市内の伝統芸能の披露を希望する団体に対しまして、上限5万円の出雲市インバウンド支援事業を実施しております。

平成26年度(2014)は20件の団体旅行、632人の宿泊者がこの制度を利用しております。

また、商店街等の外国人客受け入れ態勢の強化を図るために、外国語表記の看板、案内表示の製作、パンフレット、あるいは商品メニューの作成などを補助する外国人接客向上支援事業を実施しております。

さらに、出雲市内で積極的に外国人観光客の受け入れに取り組んでいただいている団体や企業で構成される出雲インバウンド事業推進協議会というのがありまして、そことの連携により、韓国の旅行会社を招聘し、新たな旅行者の掘り起こしを行っております。

次に、市長会での海外誘客と出雲市の施策との整合性についてであります。

インバウンド検討委員会の計画(案)では、圏域一体を一つのブランド化として世界に向けて魅力を発信することの重要性が示されました。

また、重点的な取り組み事項として、圏域一帯のプロモーション活動、官民一体となったネットワーク組織の構築、言語対応などの受け入れ環境整備が必要であるとの提案があったところであります。

これらの提案を受けまして、市長会での対応を協議することになりますが、本市といたしましても、引き続き圏域での連携、協力のもと、市長会及び関係機関と役割分担しながら、市独自の施策を検討してまいりたいと考えております。

また、日本遺産の取り組みと海外誘客の可能性であります。

国は、2020年の東京オリンピックを視野に、日本遺産の認定を想定しており、東京だけでなく日本各地に外国の方々を呼び込む方策を展開しようとしています。

新年度から開始されます国の「日本遺産魅力発信推進事業」は、歴史的魅力にあふれた文化財群を、地域主体で総合的に整備・活用し、世界に発信することで地域の活性化を図ろうとするものであります。

また、「日本遺産」の認定を受けますと、国からハード事業も含めたさまざまな支援策が講じられることとなっております。

こうした国の支援を得まして事業を進めることにより、海外誘客の可能性も高まっていくものと考えております。

次に、策定予定の総合戦略の柱になるかということでもありますけれども、圏域で海外誘客の取り組みを実施することになりますれば、総合戦略の中の政策パッケージのところにこれを盛り込んでいけたらと思っております。

最後に、外国籍のある出雲市在住の方々との連携であります。

現在、本市では、海外誘客において、市内在住外国人の方々との連携した取り組みは実施していません。しかしながら、外国人旅行者が増加している状況を踏まえ、今後、市内在住の外国人の方による外国人観光客受け入れのための環境整備に係るモニタリングの実施、あるいは観光ガイドなどの連携について、検討していく考えであります。

以上、答弁といたします。

湯浅啓史

それでは、少し再質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど、出雲市の海外誘客の宿泊客の数が増加したと言われました。

ちょっと古いデータかも知れませんが、平成25年(2013)の島根県が発表しております外国人観光客のデータ、宿泊延べ人数は2万4,174人、そのうち、松江市が1万9,476人で80.6%、出雲市は、2,873人で11.9%、これは島根県のウェブサイトのほうで公開をされております。

また、鳥取県のほうのウェブサイトのほうでは、平成25年(2013)ですが、鳥取県の宿泊延べ人数は3万6,910人で、何市、何市という区分けはしてないんですけれども、鳥取県の場合は県西部という言い方がされておりますが、約半数が県西部のほうでご宿泊だと。

ということは、両県で8の字の圏域で、約70%から80%ぐらいは皆生と玉造と松江温泉で宿泊なさっているんじゃないかなというような感じが、このデータから受けられる。

出雲市は、宿泊については、来てはいただいても、なかなか泊まっただけの場所に選んでいただけないと。これは、国内からの観光ということも、もちろん同じような傾向があると思っておりますけれども、ぜひ、ここのあたりを一変させるような取り組みが必要ではないかなという気がしております。

先ほど、出雲市総合戦略の中の政策パッケージに盛り込む可能性があるとおっしゃいましたけれども、ぜひ、出雲市は宿泊客数を例えば10倍にするとか、インバウンド宿泊客年間3万人プロジェクトとか、そういったようなかけ声のもと、官民が一体となってこれに取り組む、そう

いった姿勢が必要ではないかと感じておりますが、再度この点、可能性についてお聞かせください。

産業観光部長（吉井貴史）

外国人観光客の方の受け入れ対策というものは、非常に重要なことございまして、取り組んでおるところでございます。

まず、宿泊機能の強化ということで、ホテル等の新設、増設に対しても支援をしていくということにいたしておりますし、独自の施策といたしまして、先ほど言いましたように、海外の方が訪れていただくための補助金、あるいは商店の外国語表記に対する助成等も行っておるところでございますが、今後、もっと外国の方に滞在していただくための環境整備、インターネットの整備でありますとか、それから買い物における環境整備等も進めていきたいというふうに思っております。

具体的な数字を上げてという、今議員の提案でございますが、そういった気概で、今後やっていきたいというふうに思っておるところでございます。

湯浅啓史

ぜひ、大きな目標を立てて、そこに向かっていただきたいと思いますと思っております。

この点については、最後に、島根県のほうでタイに、島根ビジネスサポートオフィスというものが設けられたと聞いております。海外誘客については、先ほどの市長会の勉強会では、東南アジア、台湾、そういったところがターゲットというようなことも言っておられますけど、タイというのも大きなターゲットの一つなのかなという気がしております。

どうか、さまざまな角度から検討され、インバウンドの取り組みが進みますことを期待しております。

以上で、第1点目の質問は終わらせていただきます。

質問内容「空き家対策と空き家活用について」

湯浅啓史

続きましては、空き家対策、そして空き家活用についてということで、質問をさせていただきます。

昨年11月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法、通称空き家対策特別措置法が成立し、先般、先週の木曜日ですけれども、2月26日に一部施行となりました。

また、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針についても、同日2月26日に通告をされたところです。この法律と指針では、空き家対策のための体制づくりに関する事、実態把握のための調査に関する事、空き家対策の計画に関する事、そして空き家に対する措置に関する事などが書かれております。そして、この法律に沿った施策が来年度出雲市でも実施されようとしています。

すなわち、市役所内部での連携体制の整備と相談体制の整備、来年度予定されている空き家調査と空き家台帳の整備、そして既に定住対策の観点から既に実施されている出雲空き家バンクなどです。これらの事柄について、以下の質問をいたしますので、お答えいただきますようお願いいたします。

まず、第1点目は、窓口機能についてです。

空き家にかかわる市の窓口として整備される縁結び定住課の定住推進事業で進めるワンストップサービス、これと、防災安全課の空き家対策事業で進めるワンストップ窓口について、対応窓口のワンストップ化、ワンストップサービスとは、そもそも何を指すのか。これについてお答えいただきたいと思います。そして、二つのワンストップ窓口の違いは何なのか。そして、具体的にそれぞれの窓口は、どこに置かれるのかについてお答えいただきますよう、お願いいたします。

次に、第2点目は、調査と台帳整備にかかわる部分です。

空き家対策事業で整備される空き家台帳につきまして、市内約7,000戸が調査されることですが、何が記載されるのか、そして何を目的に使用されるのか、具体的にお聞かせください。

3点目は、既に進められている出雲空き家バンクについてです。

これは、定住推進事業で既に進められている事業でございますけれども、この空き家バンクの仕組み、そして実績、トラブル対応についてお答えください。仕組みについては、具体的にどのような物件がどのような経緯をたどって掲載されるのか、掲載された物件への問い合わせに、どのように対応するのか。どこまで立ち入るのかという点です。トラブル対応につきまして

は、当然、市としては契約というところまでは立ち入れないとは思うのですけれども、土地や建物の契約が絡む事柄でありますので、紹介の後、トラブルは発生していないか、そういった点、心配をしますところでは。

以上、お答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

総合政策部長（高田茂明）

それでは、空き家対策と空き家活用についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、対応窓口のワンストップ化というのは、何を指すのかというご質問でありますけれども、一般的にはワンストップサービスとは、一つの場所でさまざまなサービスが受けられる環境のこととされております。

地方公共団体では、役所内の窓口を一本化する総合窓口をワンストップサービスと称していることが多く、本市においても可能な限り、1か所の窓口で手続を行うことができる体制をつくりまして、市民の負担を軽減し、利便性の向上を目指すというものであります。

次に、二つのワンストップ窓口の違い、それからそれぞれの窓口はどこに置くのかのご質問でありますけれども、縁結び定住課におきましては、平成19年度（2007）から定住に関する情報を集約いたしまして、一つの窓口で住まいや仕事、それから支援制度等総合的な情報提供を行いまして、定住促進を図っております。

定住情報の一つといたしまして、所有者が賃貸、貸し出し、あるいは売買を希望された空き家、もしくは空き地の情報を出雲空き家バンクに登録いただきまして、情報提供を行っているところであります。

こうした中、先ほどご指摘いただきましたように、全国的に防災や衛生面での問題のある空き家が増加し、国民生活に深刻な影響を及ぼしていることを背景に、昨年11月空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたところであります。

本市におきましては、適切な管理が行われず、倒壊の恐れや景観を損なうなどの問題のある空き家、いわゆる特定空き家等による諸問題の対策を重点的に実施するため、もう一つの窓口として新年度から防災安全課に、この総合窓口を設置し、この問題に対して全庁的に取り組むこととしております。

次に、二つ目の空き家台帳についてお答えをいたします。

この空き家台帳には何が記載されるのかということでもありますけれども、法律では、実態調査の結果、空き家として把握した建築物等について、台帳化に努めるよう規定されております。

また、本年2月に、国が示しました空き家等に関する基本的指針では、空き家等の所在地及び現況、所有者等の氏名に加えまして、特定空き家に対する措置内容、それから、その履歴等が記載事項として示されております。今後は、この指針及び本年5月に示される予定の特定空き家等に対するガイドラインを参考に決定していくこととしております。

また、これを何を目的に使用するのかということでもありますけれども、空き家台帳は、主として市民から寄せられる苦情、相談等に対応し、特定空き家の所有者や管理者に助言や指導を行うための基礎資料として活用いたします。また、台帳化する空き家等の中には、第三者が利用可能な空き家も存在すると思われれます。こうしたことから、所有者の同意のうえでインターネット等を通じまして、広く購入、あるいは賃貸しようとする方への情報提供に活用することも可能ではないかと考えているところであります。

続いて、今、市が行っております出雲空き家バンクについてであります。その仕組みでありますけれども、現在、市では、定住にかかわるホームページ、広報誌、そして今年度からは、固定資産税の納税通知書の送付に合わせまして、出雲空き家バンクの制度を周知するとともに、掲載する物件の募集を行っております。そして、これをご覧になった空き家所有者から、申し込みをいただくのに際しましては、この制度は、情報提供事業であること。市は、仲介にあたる行為は行わないこと。交渉や契約は当事者間で行っていただくことなど、重要事項を説明しております。そのうえで了承が得られますと、ホームページに掲載する物件、登録情報、あるいは写真等につきまして、申込書に同意事項を記載して署名と押印後、これを提出していただき、再度、ホームページの掲載内容の再確認をしていただいて空き家バンクに登録すると。このような仕組みでございます。

次に、実績でありますけれども、出雲空き家バンク制度がスタートした平成19年度(2007)から今年、2月末までで空き家につきましては105戸の登録がありましたけれども、このうち72戸が成約しております。また、空き地につきましては、32筆の登録に対しまして、20筆が成約いたしました。

最後に、トラブルへの対応でありますけれども、市の対応といたしましては、先ほど述べましたように、所有者の方と利用希望者の物件の現地見学までとしておりまして、その後の交渉や契約につきましては、当事者間で行っていただいております。また、不動産のかかわることでもありますので、当事者から仲介希望がありますと、市内の不動産業者を紹介しております。したがって、空き家バンク制度におきましては、これまで市としてトラブルに対応したというケースはございません。

以上、答弁といたします。

それでは、まずは、ワンストップの窓口のことにつきまして、意見なりを述べさせていただきたいと思えます。この空き家対策特別措置法、それから、示された指針では、空き家対策のための体制づくり、そして空き家の実態把握のための調査、そして空き家及びその跡地の活用の促進、そして特定空き家に対する措置を行うことまで、いわゆる一体的に考えられていると読めるんですけども、ですから、これは安全対策、これは定住対策というような分け方ではなく、一つの窓口で空き家というものに対応しようということが趣旨ではないかなという気がします。

であるならば、今回、設けられます防災安全課の窓口で縁結び定住課が行っていらっしゃる空き家バンクというところまでカバーできるような体制をとらないと、一つの窓口とは言えないのではないかなという気がしております。ぜひ、その点は再考していただいて、まず、問い合わせをされる方の目線で体制を整備していただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしく、お願いいたします。

続いて、調査についてですけども、先ほど、これから始まるということですが、ガイドラインで空き家というものの概念が示されました。

特定空き家のほうは、5月にもう一度示されると思いますが、今回、7,000戸の調査ということですが、これは、今回ガイドラインで示された空き家等に該当するのか、それとも、特定空き家に該当するものなのか。

それから、調査の開始時期、それから期間というものが決まっておればお聞かせください。よろしく申し上げます。

防災安全管理監（坂本 隆）

ご質問いただきました市内にある7,000戸の空き家でございますけれども、これにつきましては、総務省が5年に一度実施しております統計上の数字でございます。

この数字は、危険空き家も含めました、いわゆる調査上のルールに従った空き家全体のこととございまして、そのうち統計の中で老朽化でありますとか、そういうものについては、1,430戸というのが統計上の数字でございます。

今度、こちらのほうで調査をいたします空き家につきましても、これは統計ではなくて、現地の実施調査も含めたものになりますので、いわゆる実数がつかめるようになると思えますけれど

も、この7,000というのも、いわゆる人が住んでいない空き家全体の数が7,000でございます、そのうちに特定空き家というものが含まれるというふうに考えております。

それから、次のご質問の調査の開始時期とか、あるいは期間でございますけれども、これも実際の、まずは現地に出る前に、いろいろな情報から空き家の概数等の一時的に調査をいたしましたうえで現地のほうへ出かけてまいりますけれども、現在、着手する段階につきましては、まず先ほどご質問の中にもありましたけれども、市の中の体制、あるいは空き家対策を進めていくためには、市のほうで対策の計画というのをつくってまいります。

その計画をつくるうえでは、市の内部だけではなくて、委員の皆様でありますとか、住民代表の皆様でありますとか、あるいは不動産関係の専門の方等も入っていただいて計画を策定してまいります。

その中で、詳細調査につきましても、協議をしながら進めてまいります。

参考までに他の自治体での例を調べておりますけれども、おおむね6か月程度、現地の調査がかかっている例がありました。

以上でございます。

湯浅啓史

先ほど、ちょうど計画というようなことが出てまいりましたので、そのことに進みたいと思います。現在、進められようとしているのは、いわゆる体制の整備、窓口の整備、そして実態把握ということで、調査をするということと、台帳整備ということが進められようとしているんですけども、この法律の中、あるいはガイドラインの中で示されている中で、まず計画をつくりなさい。空き家に対する計画をつくりなさいということ。そして、それをつくるにあたり、あるいはいろいろな措置をするにあたり、協議会というものを組織することができますよというようなことが書かれております。

この部分は、今回の予算案などで次年度に向けた動きが、ちょっと読めてこないのですけども、この動きというのは、今後、当然やられるというふうに考えてよろしいのでしょうか。この点だけ、簡潔にお願いします。

防災安全管理監（坂本 隆）

こちらのほうの計画づくりや、あるいはこの計画づくりのための協議会についても、本市においても取り組んでいきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

それでは、空き家バンクのほうのことに移りたいと思います。

先ほど、契約のところには一切立ち入らないとお話をされました。当然、そうだと思っております。ただ、これを、問い合わせをした側から、あるいは紹介を受けた側から感じてもらいたいです。やはり、何が信頼がおけるって、出雲市がやっているということが一番信頼がおけることだと思うんです。出雲市の空き家バンクだから相談をしましたよ。あるいは掲載しましたよ。そういった物件に対して、あとは当事者間でやってくださいというのは、なかなか無理があるんじゃないかなという、私も気がいたします。当然、そこで不動産業者さんとかに紹介はされるといふに、先ほど言われましたけれども、まずはその前に、空き家バンクの運営そのものには、宅地建物取引業者等の関係業者団体との連携に関する協定を締結することが考えられるといふに、ガイドラインで示されております。特に、契約事がかかわるものです。特に土地であったりとか、中古の住宅であったりとか、そういったことを当事者間で話すということに際して、まずは情報提供をする段階から、業者さんの団体と十分に話し合われて、協定までちゃんと締結される、そういったことがあって初めてできることではないかなという気がいたします。

空き家バンクの情報を、実際に見てみますと、既に仲介業者さんがある、いわゆる賃貸の空室情報まで載っているわけですね。

これは、ここら辺のことを業者さんとの間でちゃんと詰めておられるのかな、どうなのかなというところが非常に心配になります。いわゆる空室情報が載ってるわけです、今。空き家バンクの中に。これは、果たしてどうかな、どういったものかなという疑問があります。ですから、そこは、業者さんなんかとしっかりと話されたうえで進められるべきというふうに思います。

また、窓口においても、非常に専門的な相談というものが、今後考えられると思います。そこで、市の職員さんだけでは対応できないようなことについて、どういった体制をとっていくのか、これは不動産業者さんだけじゃないと思います。さまざまな業種の方々と、連携していかないといけないと思います。そういった体制を十分つくっていかねばならないと思います。

先ほどの空き家バンクを運営するうえでの業者さん団体との協定みたいなことについての考え、これはあるのかないのかだけお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

総合政策部長（高田茂明）

ご指摘いただきましたように、空き家バンクが、今情報提供ということにとどまっておりますけれども、今後、定住を進めていくうえで、この事業も積極的に進めていきたいと考えておりまし

て、そのためには、こういった不動産業界の方々との協定、もしくは連携、こういったことは必要であるとも思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

湯浅啓史

先ほど、かなりの実績があったという報告も受けております。

それから、今後は、こういった情報というのは非常に大事になってくるし、どんどんやっていただきたいことだと思うので、そこら辺のところの体制をしっかりとさせていただきますことを、さらにお願いをいたします。

そして、最後に、再度申し上げますけれども、トラブル回避の観点のいうのを持たないといけません。そしてまた、目線としては、当事者、相談する人、提供する人の目線が、安心して問い合わせができるという環境構築、そういった観点から専門家の方々の意見というのは必要だろう。もちろん、協議会というのは今後立ち上げられるというふうに思いますが、その中にそういった方々が入られて、十分に検討されるということが必要だと思えます。さらには、今後は、措置が入ります。特定空き家に、こういった措置、最終的には、行政の代執行というところまでの措置が、そこに対してさまざまな専門家の意見を入れなさいということが指針の中にも示されているわけですから、ぜひ、早目に協議会というものを組織していただきたいというふうに思えます。

それと加えて、空き家を取り巻くさまざまな情報、これは幅広く、そして的確にPRをしていただきたいというふうに思えます。と申しますのが、実際の固定資産税のことにもかかわってくる話であります。それからまた、放っておきますと、そういった行政の代執行というところまでいってしまう可能性のある情報であります。そういったことについて、的確にPRをしていただかないといけません。

まずは、空き家とならないように、それぞれの所有者の方に意識をしていただくこと。そこからのPRが必要だというふうに思えます。やむなく空き家となってしまったものについては、しっかりと管理をしていただく方法を考えていただくと。そしてまた、特定空き家と判定する場合があります。こういったこともしっかりと住民の方々にお知らせをしないといけない。それが市の責務だというふうに思えます。そして、空き家バンクなどの利活用についての情報も、しっかりとPRとして流していただきたいと思えます。というのが、どんどん空き家が出てきて、じゃあ、壊しましょう、建物を排除しましょうといっても、使い道のない空き地がどんどんできたって、どうしようもないわけでありまして、それをどう活用していくかということが市として考えなければいけない

部分だというふうに思っております。それを、どのような方法がありますよとか、市としてはこういう考え方をしていますよ、という情報をいち早く住民の方々にお知らせをしていただきたい。

そのためにも、最初に戻りますけども、ワンストップサービス、ワンストップ窓口というものを、本当の意味でのワンストップ窓口にしていきたい。そのように思いますので、ぜひ、よろしくお願いたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。